

子発0617第3号
令和元年6月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の
一部改正について

事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業については、平成29年4月28日雇児発0428第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。